

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案提案理由説明

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

米については、令和六年八月、南海トラフ地震臨時情報等を受けた需要の急増による小売店での品薄などに起因して価格が上昇し、令和七年三月には前年の約二倍にまで価格が高騰し、供給不安も発生しました。

この価格高騰の要因及び供給不安解消のために行った政府備蓄の売渡しの対応を検証した結果、農林水産省が多様化する流通実態を適確に把握できていなかったことや、政府備蓄は売渡手続に時間を要し、機動性に欠けていたという課題が明らかになりました。

これらの課題に対応し、消費者への米の供給を安定的に行うため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、多様化する流通実態の把握強化であります。

まず、届出の対象に、米穀の出荷又は販売事業者に加え、米穀を原材料とする飲食料品の加工、製造又は

調製事業者を追加することとしております。

次に、地域の米穀供給の相当部分を占める事業者は、在庫数量、出荷販売数量等の定期報告をしなければならないこととしております。

さらに、定期報告違反に対する罰則を新設するとともに、報告徴求違反、変更及び廃止の届出違反に対する罰則を引き上げることとしております。

第二に、備蓄制度の見直しであります。

まず、備蓄の目的を見直し、生産量の減少に加え、需要量の増加による供給不足にも備えて保有できることとしております。

次に、民間備蓄の創設であります。米穀の備蓄の機動的な運営を図るため、大規模な米穀の出荷又は販売事業者は、基準保有量の米穀を常時保有しなければならないこととしております。農林水産大臣は、供給不足であつて、民間備蓄を政府備蓄よりも迅速に譲り渡すことができることを認めるときは、基準保有量を減少し、さらに、不足の状況に応じて、民間備蓄事業者に対し、米穀の譲渡しに係る勧告、命令等をできることとしております。

第三に、生産調整方針の大臣認定制度等を廃止する一方で、米穀の生産者は、主体的に需要に応じた生産を行うよう努める旨を規定するとともに、政府は、需要に応じた生産が可能となるよう、米穀の新たな需要の開拓、輸出の促進、生産性の向上に関する施策等を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案要綱

1 米穀等取扱事業の届出の新設等

(1) 米穀の出荷若しくは販売の事業又は米穀を原材料とする飲食料品の加工、製造若しくは調製の事業（以下「米穀等取扱事業」という。）であって一定規模以上の事業を行おうとする者は、その名称、所在等を届け出なければならないこと等とする。

（第九条及び第十条関係）

(2) 主務大臣は、(1)の届出をした者に対し、米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図る観点から、必要な助言又は指導を行うことができることとする。（第十二条関係）

2 定期報告の創設

米穀等取扱事業であって一定規模以上の事業を行う者は、定期的に、主務大臣に対し米穀の在庫数量等を報告しなければならないこととする。（第十一条関係）

3 米穀等取扱事業を行う者による米穀の円滑な流通の確保に資する措置

米穀等取扱事業を行う者は、この法律の規定を遵守するとともに、米穀の品質を保持するための必要な措置、米穀の持続的な供給に資する取引の実施その他の米穀の円滑な流通の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならないこととする。（第八条関係）

4 米穀の備蓄の定義におけるその保有目的の見直し

米穀の備蓄について、生産量の減少による供給不足に加えて、需要量の増加等による供給不足にも備えて保有できることとする。（第三条第二項関係）

5 政府備蓄の売渡先の見直し

政府は、米穀の備蓄の円滑な運営を図るために基本指針に即して行う米穀の売渡しについて、従来の第四十七条第一項の届出をした者に加えて、米穀等取扱事業を行う1(1)の届出をした者等に対しても行うこととする。（第二十九条関係）

6 民間備蓄の創設

(1) 民間備蓄とは、民間事業者において、米穀の供給が不足する事態において迅速にその米穀の譲渡しを行うために必要な数量の米穀を常時保有することをいい、政府は、民間備蓄は政府による米穀の備蓄を補完するものであることを旨とすることとする。（第二条第二項及び第三十三条の二第一項関係）

(2) 米穀の出荷又は販売の事業を行う者のうち、民間備蓄を行う能力があるものとしてその事業の用に供する米穀の数量が政令で定める規模以上のもの（以下「民間備蓄事業者」という。）は、前年の米穀の出荷又は販売数量を基礎として省令で定めるところにより算定されるその年の常時保有すべき米穀の数量（以下「基準保有量」という。）等を農林水産大臣に届け出なければならないこととする。（第三十三条の二第一項関係）

(3) 民間備蓄事業者は、基準保有量の米穀を常時保有しなければならないこととする。（第三十三条の三関係）

(4) 民間備蓄事業者は、災害その他やむを得ない事由により基準保有量に相当する米

穀を常時保有することが困難となった旨の申出をした場合又は他の民間備蓄事業者がその基準保有量を増加する場合であって、農林水産大臣の承認等を受けたときは、その基準保有量を減少することができることとする。(第三十三条の四及び第三十三条の五関係)

- (5) 農林水産大臣は、民間備蓄事業者が正当な理由がなく基準保有量の米穀の常時保有をしていない場合は、米穀の常時保有をすべきことを勧告することができ、常時保有をしていない期間が一定の基準に該当する場合は、米穀の常時保有をすべきことを命ずることができることとする。(第三十三条の六関係)
- (6) 農林水産大臣は、米穀の供給が不足する場合であって、政府の売渡しよりも、民間備蓄事業者が民間備蓄に係る米穀を迅速に譲り渡すことができると認めるときは、基準保有量を減少することができ、供給が不足する地域又は業種の状況を踏まえ必要があると特に認めるときは、必要な事項を示して、民間備蓄事業者に米穀の譲渡しを要請することができることとする。(第三十三条の七第一項～第三項関係)
- (7) 農林水産大臣は、(6)の要請をしてもなお米穀の供給が不足し、米穀の円滑な供給に現に支障が生じている状況にあると認めるときは、米穀の譲渡しを勧告することができ、勧告を受けた者が正当な理由がなく勧告に従わないときは、公表するとともに、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとする。(第三十三条の七第四項～第七項関係)
- (8) 政府は、民間備蓄事業者に対し、米穀の常時保有が円滑に行われるようにするために必要な財政上の措置その他の措置を講ずることとする。(第四十八条の二関係)

7 生産調整に係る規定の廃止及び需要に応じた生産の促進

- (1) 米穀の生産調整方針に係る規定を廃止する。(改正前五条～第七条等関係)
- (2) 米穀の生産者は、主体的に需要に応じた生産を行うよう努めることとする。(第五条第一項関係)
- (3) 米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体は、その直接又は間接の構成員たる米穀の生産者が行う米穀の需要に応じた生産に関し、必要な助言、協力その他の援助を行うよう努めることとする。(第五条第二項関係)
- (4) 地方公共団体は、その区域の特性に応じ、当該区域における米穀の生産者による需要に応じた生産に資する情報の提供を行うよう努めることとする。(第五条第三項関係)
- (5) 政府は、需要に応じた生産が可能となるよう、米穀の新たな需要の開拓に関する施策、米穀の輸出の促進に関する施策、米穀に係る農業の生産性の向上に関する施策その他関連施策を講ずることにより、米穀の生産の持続的な発展を図ることとする。(第五条第四項関係)

8 罰則

報告徴求違反に対する罰則を六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金から一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に、変更又は廃止の届出違反に対する罰則を二十万円以下の過料から五十万円以下の罰金に、それぞれ引き上げるとともに、2の定期報告違反、6(5)の常時保有命令違反等について、所要の罰則規定を措置する。(第五十六条～第六十条及び第六十二条関係)

9 その他

- (1) 米穀価格形成センターに係る規定を廃止する。(改正前第十八条～第二十八条関係)
- (2) この法律の目的について、主要食糧の需給の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化を図ることとする。(第一条関係)
- (3) この法律における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、米穀を原材料とする酒類の製造の事業に係る事項については、財務大臣及び農林水産大臣とする。
(第五十二条の二第一項関係)
- (4) その他所要の改正を行う。

10 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、4に係る規定については公布の日から、6に係る規定(罰則を含む。)については公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(附則第一条関係)
- (2) 1 (1) の届出は施行の日の六月前の日から施行の日の前日までの間において、6 (2) の届出は施行の日の三月前の日から施行の日の前日までの間において、それぞれ、施行後の規定の例により届け出ることができることとする。(附則第二条及び第三条関係)
- (3) その他所要の経過措置等を整備するとともに、関係法律について所要の改正を行う。(附則第四条～第十条関係)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

「第二節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置

第一款 生産調整方針（第五条―第七条）

目次中 第一款の二 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項（第七条の二・第七条の三）を

第二款 米穀安定供給確保支援機構（第八条―第十七条）

第三款 米穀価格形成センター（第十八条―第二十八条）

「第二節 生産者による需要に応じた生産（第五条）

第三節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置

第一款 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項（第六条・第七条）

第二款 米穀等取扱事業を行う者による米穀の円滑な流通の確保に資する措置等（第八条―第十二条）

第三款 米穀安定供給確保支援機構（第十三条―第二十八条）

」

に、「第三節」を「第四節」に、「第四節 政府以外の者の行う輸入及び輸出（第三十四条―第三十六条

」

「第五節 民間備蓄（第三十三條の二―第三十三條の八）

」を

第六節 政府以外の者の行う輸入及び輸出（第三十四条―第三十六条）

に、「第五節」を「第七

節」に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み、米穀の需要に応じた生産を推進するとともに」に、「措置を」を「措置等を」に、「及び価格の安定」を「の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化」に改める。

第二条の見出しを「（基本方針）」に改め、同条第一項中「及び価格の安定」を「の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化」に、「これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進」を「公表するものとし、これを踏まえ」に、「備蓄」を「米穀の備蓄」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 政府は、前項の規定により米穀の備蓄の機動的な運営を図るに当たっては、第十一条第一項及び第二項の規定による報告に基づき米穀の生産者から消費者までの流通の状況を継続的かつ適確に把握してその運営を行うとともに、第三十三条の二第一項に規定する民間備蓄は政府による米穀の備蓄を補完するものであることを旨とするものとする。

第二条第三項中「及び価格の安定」を「の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化」に改める。

第三条第二項中「生産量の減少によりその」を削る。

第四条第一項中「及び価格の安定を」を「の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化を」に、「及び価格の安定に」を「の安定に」に改め、同条第二項第一号及び第五号中「及び価格」を削る。

第三十八条の見出し中「米穀の出荷又は販売の事業」を「米穀等取扱事業」に改め、同条中「農林水産大臣」を「主務大臣」に、「米穀の出荷又は販売の事業」を「米穀等取扱事業」に改める。

第二章中第五節を第七節とし、第四節を第六節とする。

第二十九条中「第四十七条第二項に規定する届出事業者」を「届出事業者、第四十七条第一項の規定による届出をした者」に改める。

第二章中第三節を第四節とし、同節の次に次の一節を加える。

第五節 民間備蓄

(基準保有量の届出)

第三十三条の二 米穀の出荷又は販売の事業を行う者であつて、民間備蓄（民間事業者において、米穀の供給が不足する事態において迅速にその米穀の譲渡しを行うために次条の規定による米穀の常時保有をすることをいう。）を行う能力があるものとしてその事業の用に供する米穀の数量が政令で定める規模以上であるもの（以下「民間備蓄事業者」という。）は、毎年、農林水産省令で定めるところにより、その年の基準保有量（民間備蓄事業者が常時保有すべきものとして、当該民間備蓄事業者のその年の前年の米穀の出荷数量又は販売数量を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される米穀の数量をいう。以下同じ。）その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による基準保有量の算定に係る農林水産省令は、算定されるべき基準保有量がそれぞれの民間備蓄事業者のその年の前年の米穀の出荷数量又は販売数量の百分の十を超えず、かつ、全ての民間備蓄事業者の基準保有量を合計した数量が第四条第二項第三号の米穀の備蓄の目標数量のおおむね百分の二十

五を超えない範囲内にできるように定められるものとする。

（米穀の常時保有）

第三十三条の三 民間備蓄事業者は、基準保有量（次条第一項、第三十三条の五第一項又は第三十三条の七第一項の規定による変更があつたときは、当該期間内においてはその変更後のものとする。以下同じ。）の米穀を常時保有しなければならない。

（災害等に係る基準保有量の減少）

第三十三条の四 農林水産大臣は、災害その他やむを得ない事由により基準保有量に相当する数量の米穀を常時保有することが困難となつた民間備蓄事業者から申出があつた場合において、その基準保有量を減少する必要があると認めるときは、期間を定めて、当該基準保有量を減少することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による基準保有量の減少をしたときは、当該民間備蓄事業者に対し、その旨を通知するものとする。

（基準保有量の調整等）

第三十三条の五 民間備蓄事業者は、他の民間備蓄事業者がその基準保有量を増加する場合に限り、農林水

産省令で定めるところにより、農林水産大臣の承認を受けて、期間を定めて、自己の基準保有量についてその増加された数量に相当する数量を減少することができる。

2 農林水産省令で定める取引関係にある二以上の民間備蓄事業者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に申し出て、その旨の確認を受けることができる。

（米穀の常時保有に係る勧告及び命令）

第三十三条の六 農林水産大臣は、民間備蓄事業者が、第三十三条の三の規定による基準保有量の米穀の常時保有をしていない場合において、当該常時保有をしていないことについて正当な理由がないと認めるときは、その民間備蓄事業者に対し、期限を定めて、同条の規定に従って米穀の常時保有をすべきことを勧告することができる。ただし、その民間備蓄事業者が前条第二項の規定による確認を受けている場合において、当該確認を受けている民間備蓄事業者及びその民間備蓄事業者とともにその確認を受けている他の民間備蓄事業者が第三十三条の三の規定による常時保有をしている米穀の数量を合計した数量がこれらの者の基準保有量を合計した数量以上であるときは、この限りでない。

2 農林水産大臣は、前項本文に規定する場合において、第三十三条の三の規定による基準保有量の米穀の

常時保有をしていない期間が政令で定める基準に該当すると認めるときは、当該民間備蓄事業者に対し、期限を定めて、同条の規定に従って米穀の常時保有をすべきことを命ずることができる。

3 第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

（米穀の供給の不足に係る基準保有量の減少等）

第三十三条の七 農林水産大臣は、第十一条第一項及び第二項の規定による報告の内容その他の必要な情報に基づき、米穀の供給が不足すると認める場合であつて、政府による第二十九条の規定による米穀の売渡しよりも、民間備蓄事業者が第三十三条の三の規定による常時保有をする米穀の譲渡しを迅速にすることができると認めるときは、期間を定めて、基準保有量を減少することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による基準保有量の減少をしたときは、その旨を公表するものとする。

3 農林水産大臣は、第一項の規定による基準保有量の減少をし、又は減少をしようとするときは、現に米穀の供給が不足する地域又は業種における米穀の供給の状況を示して、民間備蓄事業者に対し、同項の規定による減少をし、又は減少をしようとする基準保有量（以下「減少量」という。）を限度として米穀の譲渡しをすべき旨の要請をすることができる。この場合において、農林水産大臣は、米穀の円滑な流通を

確保するため特に必要があると認めるときは、当該要請と同時に、又は当該要請後遅滞なく、譲渡しをすべき期間及び数量（減少量を限度とする。）又は譲渡先となる地域若しくは業種その他の必要な事項を提示することができる。

4 農林水産大臣は、前項の規定により要請（同項後段の規定による必要な事項の提示をしたものに限る。）をしてもなお米穀の供給が不足し、現に米穀の円滑な供給に支障が生じている状況にあると認めるときは、当該要請をした民間備蓄事業者に対し、譲渡しをすべき期間及び数量（減少量を限度とする。）又は譲渡先となる地域若しくは業種その他の必要な事項を定めて、米穀の譲渡しをすべきことを勧告することができる。

5 農林水産大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

6 農林水産大臣は、第四項の規定による勧告を受けた者が、前項の規定による公表後、なお正当な理由がなくて当該勧告に従わない場合であつて第二十九条の規定による政府の売渡しのみでは第四項に規定する状況を改善できないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきこと

を命ずることができる。

7 農林水産大臣は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公表することができる。

(適用除外期間)

第三十三条の八 第三十七条第一項の規定による告示のあったときは、当該告示が行われた日から同条第三項の規定による告示が行われる日までの間においては、第三十三条の二から前条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。次項において同じ。）は、適用しない。

2 前項に規定する期間の経過後における第三十三条の二から前条までの規定の適用に関する経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）に関する事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

第二章第二節第一款を削る。

第二章第二節第一款の二中第七条の二を第六条とし、第七条の三を第七条とし、同款を同節第一款とする。

第十七条を削る。

第二章第二節第三款の款名を削り、第十八条から第二十一条までを削る。

第十六条第一項中「第八条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同項第一号中「第九条各号」を「第十条各号」に改め、同項第四号中「第十一条第一項」を「第十六条第一項」に、「貸付等業務」を「債務保証業務」に改め、第二章第二節第二款中同条を第二十一条とする。

第十五条中「第九条各号」を「第十四条各号」に改め、同条を第二十条とする。

第十四条中「貸付等業務」を「債務保証業務」に改め、同条を第十九条とする。

第十三条中「第九条第一号に掲げる業務」を「債務保証業務」に改め、「同条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理」を削り、同条を第十八条とし、第十二条を第十七条とする。

第十一条第一項中「第九条第一号及び第二号」を「第十四条第一号」に、「貸付等業務」を「債務保証業務」に改め、同条第二項中「貸付等業務」を「債務保証業務」に改め、同条を第十六条とする。

第十条第一項中「に掲げる業務（貸付けの決定を除く。）及び同条第二号」を削り、同条を第十五条とする。

第九条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とし、同条を第十四条とし、第八条を第十三条とする。

第二十二條から第二十八條までを次のように改める。

第二十二條から第二十八條まで 削除

第二章第二節中第二款を第三款とし、同款の前に次の一款を加える。

第二款 米穀等取扱事業を行う者による米穀の円滑な流通の確保に資する措置等

（米穀等取扱事業を行う者による米穀の円滑な流通の確保に資する措置）

第八條 米穀の出荷若しくは販売又は米穀を原材料とする飲食料品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。以下同じ。）であつて政令で定めるものの加工、製造若しくは調製の事業（以下「米穀等取扱事業」という。）を行う者は、当該米穀等取扱事業を行うに当たっては、この法律の規定を遵守するとともに、米穀の品質を保持するための必要な措置、米穀の持続的な供給に資する取引の実施その他の米穀の円滑な流通の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

（届出）

第九條 米穀等取扱事業を行おうとする者であつて、主務省令で定める期間にその事業の用に供する米穀の

数量が特定規模（地域における米穀の供給の相当部分を占めるものとして事業の種類ごとに主務省令で定める規模をいう。以下同じ。）以上であるものは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名

三 主たる事務所の所在地

四 届出の日の属する年の米穀の出荷予定数量、販売予定数量又は買入予定数量及び当該年の前年の米穀の出荷数量、販売数量又は買入数量

五 その事業の用に供する施設の内容

六 その他主務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者（以下「届出事業者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 届出事業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければ

ならない。

(帳簿の備付け)

第十条 届出事業者は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(定期報告)

第十一条 米穀の出荷又は販売の事業を行う者であつて、農林水産省令で定める期間にその事業の用に供する米穀の数量が特定規模以上であるものは、米穀の在庫数量及び出荷数量又は販売数量その他農林水産省令で定める事項について、毎年、これらの数量の増減が見込まれる米穀の収穫又は作付けの時期その他の事情を勘案して農林水産省令で定める時期ごとに、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に報告しなければならない。

2 米穀を原材料とする飲食料品の加工、製造又は調製の事業を行う者であつて、主務省令で定める期間にその事業の用に供する米穀の数量が特定規模以上であるものは、米穀の在庫数量及び買入数量その他主務省令で定める事項について、毎年、米穀の供給が減少するおそれがあると見込まれる時期その他の事情を

勘案して主務省令で定める時期ごとに、主務省令で定めるところにより、主務大臣に報告しなければならない。

3 農林水産大臣又は主務大臣は、それぞれ、第一項又は前項の規定による報告の結果を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(助言又は指導)

第十二条 主務大臣は、届出事業者に対し、米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図る観点から、必要な助言又は指導を行うことができる。

第二章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 生産者による需要に応じた生産

第五条 米穀の生産者は、米穀の生産を行うに当たっては、主体的に第二条第一項に規定する見通しその他の情報を踏まえて需要に応じた生産を行うよう努めるものとする。

2 米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体は、その直接又は間接の構成員たる米穀の生産者が行う米穀の需要に応じた生産に関し、必要な助言、協力その他の援助を行うよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、その区域の特性に応じ、米穀の生産者が主体的に需要に応じた生産を行うことができ
るよう、当該区域内で生産される米穀の需給の見通しその他の当該区域における米穀の生産者による需要
に応じた生産に資する情報の提供を行うよう努めるものとする。

4 政府は、米穀の生産者による需要に応じた生産が可能となるよう、米穀の新たな需要の開拓に関する施
策、米穀の輸出の促進に関する施策、米穀に係る農業の生産性の向上に関する施策その他関連施策を講ず
ることにより、米穀の生産の持続的な発展を図るものとする。

第四十一条第一項中「及び価格の安定」を「の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化」に改め
る。

第四十七条第一項中「（その事業の規模が農林水産省令で定める規模未満であるものを除く。第五十九条
において同じ。）」を削り、「行おうとする者」の下に「（その事業の規模が農林水産省令で定める規模未
満である者及び第九条第一項の規定による届出をしなければならない者を除く。）」を加え、同条第二項中
「（以下「届出事業者」という。）」を削り、同条第三項中「届出事業者」を「第一項の規定による届出を
した者」に改める。

第四十八条中「届出事業者」を「前条第一項の規定による届出をした者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（財政上の措置等）

第四十八条の二 政府は、民間備蓄事業者に対し、第三十三条の三の規定による米穀の常時保有が円滑に行われるようにするために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第五十一条中「及び価格の安定」を「の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化」に改める。

第五十二条第一項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、「機構若しくはセンターその他」を削り、

「製造」の下に「若しくは米穀を原材料とする飲食料品の加工、製造若しくは調製（加工又は製造にあつて

は、主要食糧の加工又は製造を除く。）」を加え、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、

同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構に対し、その業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物

件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第五十二条の次に次の一条を加える。

（主務大臣等）

第五十二条の二 この法律における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、米穀を原材料とする酒類の製造の事業に係る事項については、財務大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第五十三条の見出しを「（権限の委任等）」に改め、同条第二項中「権限」の下に「及び第一項の規定により国税庁長官に委任された権限」を加え、「農林水産省令」を「主務省令」に、「地方農政局長又は北海道農政事務所長」を「地方支分部局の長」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律に規定する財務大臣の権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、国税庁長官に委任することができる。

第五十六条中「第七条の三第二項又は第三十八条の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれか

に該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第七条第二項、第三十三条の六第二項、第三十三条の七第六項又は第三十八条の規定による命令に違反したとき。

二 第五十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第五十七条を削る。

第五十八条中「第五十二条第一項」を「第五十二条第二項」に、「質問」を「同項の規定による質問」に改め、同条を第五十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十八条 第十一条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第五十九条中「第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行った」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各

号を加える。

一 第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀等取扱事業を行ったとき。

二 第九条第二項若しくは第三項又は第四十七条第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第三十三条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行ったとき。

第六十条第一号中「第五十六条（第七条の三第二項に係る部分に限る）」を「第五十六条第一号（第三十八条に係る部分を除く）」に改め、同条第二号中「第五十六条（第七条の三第二項に係る部分を除く。）」を

「第五十六条第一号（第三十八条に係る部分に限る。）若しくは第二号」に改める。

第六十二条各号を次のように改める。

一 第十条又は第四十八条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

二 第三十五条又は第三十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第三条及び第七条の規定 公布の日

二 第二章中第四節の次に一節を加える改正規定、第四十八条の次に一条を加える改正規定及び第五十九条に各号を加える改正規定（第三号に係る部分に限る。） 公布の日から起算して二年を超えない範囲

内において政令で定める日

(米穀等取扱事業の届出に関する準備行為)

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定を除く。以下この条並びに附則第四条及び第六条において同じ。）による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（附則第五条において「新法」という。）第九条第一項の規定による届出をしなければならない者は、この法律の施行の日（以下「施行日」

という。)の六月前の日又はこの法律の公布の日(次条において「公布日」という。)のいずれか遅い日から施行日の前日までの間においても、同項の規定の例により主務大臣に届出をすることができる。この場合において、当該届出をした者は、施行日において同項の規定による届出をしたものとみなす。

2 前項に規定する主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、米穀を原材料とする酒類の製造に係る事項については、財務大臣及び農林水産大臣とする。

3 前項の規定による財務大臣の権限は、政令で定めるところにより、国税庁長官に委任することができる。

(基準保有量の届出に関する準備行為)

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)において同号に掲げる規定による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三十三条の二第一項に規定する民間備蓄事業者に該当する者は、第二号施行日の三月前の日又は公布日のいずれか遅い日から第二号施行日の前日までの間においても、同項の規定の例により農林水産大臣に届出をすることができる。この場合において、当該届出をした者は、第二号施行日において同項の規定による届出をしたものとみなす。

(秘密保持義務に関する経過措置)

第四条 この法律による改正前の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第十八条第一項に規定するセンターの役員又は職員であつた者に係る同法第十九条第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五条 施行日から第二号施行日の前日までの間における新法第五十六条第一号の規定の適用については、同号中「、第三十三条の六第二項、第三十三条の七第六項又は第三十八条」とあるのは、「又は第三十八条」とする。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に關す

る経過措置を含む。」は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後四年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(米穀の新用途への利用の促進に関する法律の一部改正)

第九条 米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「生産者」の下に「又は製造事業者」を、「うち」の下に「、米穀等取扱事業(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第八条に規定する米穀等取扱事業をいう。次項において同じ。)」についての同法第九条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならぬものについてはこれらの規定による届出をしたものと」を加え、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)」を「同法」に、「これらの」を「これらの」に、「みなす」を「、それぞれみなす」に改め、同条第二項中「うち」の下に「、米穀等取扱事業についての主要食糧の需

給及び価格の安定に関する法律第九条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについてこれらの規定による届出をしたものと」を加え、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」を「同法」に、「これらの」を「これらの」に、「みなす」を「それぞれみなす」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百二十七条第二項第一号中ハを削り、ニをハとし、ホからトまでをニからヘまでとし、同項第二号中ニを削り、ホをニとし、ヘからヌまでをホからリまでとする。

理 由

今般の米価高騰下で生じた課題に対応し、米穀の備蓄の運営を円滑に行うことを通じて消費者への米穀の供給を安定的に行うため、大規模な米穀の出荷又は販売を行う事業者に対する一定量の米穀の在庫の常時保有及び一定規模以上の米穀の出荷、販売、加工又は調製を行う事業者に対する米穀の在庫数量等の定期報告の義務付け等の措置を講ずるとともに、米穀の生産調整方針に係る規定の廃止等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

新旧对照条文 目次

28 27 1

○ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置 第一節 基本指針（第四条） 第二節 生産者による需要に応じた生産（第五条） 第三節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置 第一款 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項（第六条・第七条） 第二款 米穀等取扱事業を行う者による米穀の円滑な流通の確保に資する措置等（第八条―第十二条） 第三款 米穀安定供給確保支援機構（第十三条―第二十八条） 第四節 政府の買入れ及び売渡し（第二十九条―第三十三条） 第五節 民間備蓄（第三十三条の二―第三十三条の八） 第六節 政府以外の者の行う輸入及び輸出（第三十四条―第三十六条） 第七節 緊急時の措置（第三十七条―第四十条） 第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置（第四十一条―第四十六条） 第四章 雑則（第四十七条―第五十四条） 第五章 罰則（第五十五条―第六十二条） 附則	目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置 第一節 基本指針（第四条） 第二節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置 第一款 生産調整方針（第五条―第七条） 第一款の二 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項（第七条の二・第七条の三） 第二款 米穀安定供給確保支援機構（第八条―第十七条） 第三款 米穀価格形成センター（第十八条―第二十八条） 第三節 政府の買入れ及び売渡し（第二十九条―第三十三条） 第四節 政府以外の者の行う輸入及び輸出（第三十四条―第三十六条） 第五節 緊急時の措置（第三十七条―第四十条） 第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置（第四十一条―第四十六条） 第四章 雑則（第四十七条―第五十四条） 第五章 罰則（第五十五条―第六十二条） 附則

(目的)

第一条 この法律は、主要な食糧である米穀及び麦が主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることに鑑み、米穀の需要に応じた生産を推進するとともに、米穀の生産者から消費者までの適正かつ円滑な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡し等の措置等を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資することを目的とする。

(基本方針)

第二条 政府は、米穀の需給の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、公表するものとし、これを踏まえ、米穀の供給が不足する事態に備えた米穀の備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、米穀の適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。

2| 政府は、前項の規定により米穀の備蓄の機動的な運営を図るに当たっては、第十一条第一項及び第二項の規定による報告に基づき米穀の生産者から消費者までの流通の状況を継続的かつ適確に把握してその運営を行うとともに、第三十三条の二第一項に規定する民間備蓄は政府による米穀の備蓄を補完するものであることを旨とするものとする。

3 政府は、麦の需給の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安

(目的)

第一条 この法律は、主要な食糧である米穀及び麦が主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、米穀の生産者から消費者までの適正かつ円滑な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資することを目的とする。

(主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針)

第二条 政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、米穀の適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。

2| 政府は、前項に規定する生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっては、生産者の自主的な努力を支援することを旨とするとともに、水田における稲以外の作物の生産の振興に関する施策その他関連施策との有機的な連携を図りつつ、地域の特性に応じて、これを行うよう努めなければならない。

3 政府は、麦の需給及び価格の安定を図るため、麦の需給の適確な

安定化を図るため、麦の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、麦の供給が不足する事態に備えた備蓄の円滑な運営を図るとともに、麦の適切な輸入及び売渡しを行うものとする。

(定義)

第三条 (略)

2 この法律において「米穀の備蓄」とは、米穀の供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう。

3 (略)

第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

第一節 基本指針

第四条 農林水産大臣は、米穀の需給の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化を図るため、政令で定めるところにより、毎年、米穀の需給の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 米穀の需給の安定に関する基本方針

二 四 (略)

五 その他米穀の需給の安定に関する重要事項

3 七 (略)

見通しを策定し、これに基づき、麦の供給が不足する事態に備えた備蓄の円滑な運営を図るとともに、麦の適切な輸入及び売渡しを行うものとする。

(定義)

第三条 (略)

2 この法律において「米穀の備蓄」とは、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう。

3 (略)

第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

第一節 基本指針

第四条 農林水産大臣は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、政令で定めるところにより、毎年、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

二 四 (略)

五 その他米穀の需給及び価格の安定に関する重要事項

3 七 (略)

第二節 生産者による需要に応じた生産

(新設)

第五条 米穀の生産者は、米穀の生産を行うに当たっては、主体的に第二條第一項に規定する見通しその他の情報を踏まえて需要に応じた生産を行うよう努めるものとする。

2 米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体は、その直接又は間接の構成員たる米穀の生産者が行う米穀の需要に応じた生産に関し、必要な助言、協力その他の援助を行うよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、その区域の特性に応じ、米穀の生産者が主体的に需要に応じた生産を行うことができるよう、当該区域内で生産される米穀の需給の見通しその他の当該区域における米穀の生産者による需要に応じた生産に資する情報の提供を行うよう努めるものとする。

4 政府は、米穀の生産者による需要に応じた生産が可能となるよう、米穀の新たな需要の開拓に関する施策、米穀の輸出の促進に関する施策、米穀に係る農業の生産性の向上に関する施策その他関連施策を講ずることにより、米穀の生産の持続的な発展を図るものとする。

第三節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置

(削る。)

第二節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置

第一款 生産調整方針

(生産調整方針の認定)

第五条 米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体その他政令で定める者（以下「生産出荷団体等」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、米穀の生産調整に関する方針（以下「生産調整方針」という。）を作成し、当該生産調整方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けることができる。

2| 生産調整方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一| 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標（以下「生産数量目標」という。）の設定方針
- 二| 生産数量目標を達成するためとるべき措置（天候その他の自然的条件の変化により生産数量目標を上回って生産された数量の米穀に係る措置を含む。）

3| 農林水産大臣は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。

- 一| 生産調整方針の内容が基本指針に照らして適切なものであること。
 - 二| 前項第二号に掲げる事項が生産数量目標を確実に達成するために適切なものであること。
 - 三| その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
- 4| 前三項に規定するもののほか、生産調整方針の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

（生産調整方針に関する助言及び指導）

第六条 国は、生産出荷団体等に対し、生産調整方針の作成及びその適切な運用のために必要な助言及び指導を行うように努めるものとする。

第一款 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項

第六条・第七条（略）

第二款 米穀等取扱事業を行う者による米穀の円滑な流通の確保に資する措置等

（米穀等取扱事業を行う者による米穀の円滑な流通の確保に資する措置）

第八条 米穀の出荷若しくは販売又は米穀を原材料とする飲食料品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。以下同じ。）であつて政令で定めるものの加工、製造若しくは調製の事業（以下「米穀等取扱事業」という。）を行う者は、当該米穀等取扱事業を行うに当たっては、この法律の規定を遵守するとともに、米穀の品質を保持するための必

第七条 生産出荷団体等は、生産調整方針の作成及びその適切な運用のため、地方公共団体に対し、必要な協力を求めることができる。
2 地方公共団体は、前項の規定により協力を求められた場合において、生産調整方針の作成及びその適切な運用がその地方公共団体の区域の特性に応じた農業の振興に資すると認めるときは、必要な助言及び指導を行うように努めるものとする。

第一款の二 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項

第七条の二・第七条の三（略）

（新設）

要な措置、米穀の持続的な供給に資する取引の実施その他の米穀の円滑な流通の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

(届出)

第九条 米穀等取扱事業を行おうとする者であつて、主務省令で定める期間にその事業の用に供する米穀の数量が特定規模（地域における米穀の供給の相当部分を占めるものとして事業の種類ごとに主務省令で定める規模をいう。以下同じ。）以上であるものは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
 - 二 法人である場合においては、その代表者の氏名
 - 三 主たる事務所の所在地
 - 四 届出の日の属する年の米穀の出荷予定数量、販売予定数量又は買入予定数量及び当該年の前年の米穀の出荷数量、販売数量又は買入数量
 - 五 その事業の用に供する施設の内容
 - 六 その他主務省令で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者（以下「届出事業者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 3 届出事業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

〔帳簿の備付け〕

第十条 届出事業者は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

〔定期報告〕

第十一条 米穀の出荷又は販売の事業を行う者であつて、農林水産省令で定める期間にその事業の用に供する米穀の数量が特定規模以上であるものは、米穀の在庫数量及び出荷数量又は販売数量その他農林水産省令で定める事項について、毎年、これらの数量の増減が見込まれる米穀の収穫又は作付けの時期その他の事情を勘案して農林水産省令で定める時期ごとに、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に報告しなければならない。

2 米穀を原材料とする飲食料品の加工、製造又は調製の事業を行う者であつて、主務省令で定める期間にその事業の用に供する米穀の数量が特定規模以上であるものは、米穀の在庫数量及び買入数量その他主務省令で定める事項について、毎年、米穀の供給が減少するおそれがあると見込まれる時期その他の事情を勘案して主務省令で定める時期ごとに、主務省令で定めるところにより、主務大臣に報告しなければならない。

3 農林水産大臣又は主務大臣は、それぞれ、第一項又は前項の規定による報告の結果を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

〔助言又は指導〕

第十二条 主務大臣は、届出事業者に対し、米穀の適正かつ円滑な流

通の確保を図る観点から、必要な助言又は指導を行うことができる⁹

第三款 米穀安定供給確保支援機構

第十三条 (略)

(業務)

第十四条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

(削る。)

一 (略)

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第十五条 機構は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2 (略)

(業務規程の認可)

第十六条 機構は、第十四条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業

第二款 米穀安定供給確保支援機構

第八条 (略)

(業務)

第九条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第五条第一項の認定に係る生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に対し、当該認定に係る生産調整方針に基づき同条第二項第二号に規定する米穀を在庫として保有する措置の実施のために必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付けを行うこと。

二 (略)

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第十条 機構は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（貸付けの決定を除く。）及び同条第二号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2 (略)

(業務規程の認可)

第十一条 機構は、第九条第一号及び第二号に掲げる業務（以下「貸

「業務」という。）を行うときは、債務保証業務の開始前に、債務保証業務の実施に関する規程（以下この款において「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が債務保証業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 （略）

第十七条 （略）

（区分経理）

第十八条 機構は、債務保証業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

（農林水産省令への委任）

第十九条 前二条に定めるもののほか、機構が債務保証業務を行う場合における機構の財務及び会計に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（改善命令）

第二十条 農林水産大臣は、第十四条各号に掲げる業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、機構に対し、その改善に必要な

「貸付等業務」という。）を行うときは、貸付等業務の開始前に、貸付等業務の実施に関する規程（以下この款において「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が貸付等業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 （略）

第十二条 （略）

（区分経理）

第十三条 機構は、第九条第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理、同条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

（農林水産省令への委任）

第十四条 前二条に定めるもののほか、機構が貸付等業務を行う場合における機構の財務及び会計に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（改善命令）

第十五条 農林水産大臣は、第九条各号に掲げる業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、機構に対し、その改善に必要な措

措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第二十一条 農林水産大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 第十四条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二・三 (略)

四 第十六条第一項の認可を受けた業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

2 (略)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十六条 農林水産大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 第九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二・三 (略)

四 第十一条第一項の認可を受けた業務規程によらないで貸付等業務を行ったとき。

2 (略)

(資金の貸付け)

第十七条 政府は、機構に対し、第九条第一号に掲げる業務に要する資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

第三款 米穀価格形成センター

(指定)

第十八条 農林水産大臣は、米穀の取引の指標とすべき適正な価格の形成を図り、もってその円滑な取引に資することを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められ

るものを、その申請により、米穀価格形成センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2| 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3| センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4| 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（業務）

（削る。）

第十九条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 米穀の取引の指標とすべき価格の形成に必要なその売買取引を行うための施設（以下「価格形成施設」という。）を開設すること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務規程の認可）

（削る。）

第二十条 センターは、前条第一号に掲げる業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下この款において「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2| 農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が前条第一号に掲げる業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、そ

(削る。)

第二十二條から第二十八條まで
削除

の業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3| 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、農林水産省令で定める。

(売買取引を行うことができる者)

第二十一條 価格形成施設における米穀の売買取引(以下「売買取引」という。)を行うことができる者は、米穀の買入れ又は売渡しの業務を適確に遂行するに足りる資力信用を有しない者その他の業務規程で定める者以外の者とする。

(売買取引)

第二十二條 売買取引は、入札の方法その他業務規程で定める方法によらなければならない。

2| センターは、売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されていると認めるときは、業務規程で定めるところにより、売買取引を行う者に対し、売買取引の制限をすることができる。

3| センターは、前項の規定により売買取引の制限をしたときは、速やかに、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

(売買取引数量等の公表)

第二十三條 センターは、売買取引が行われたときは、売買取引の数量及び価格その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

(事業計画等)

第二十四条 センターは、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第二十五条 センターの役員の選任及び解任は、農林水産大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 センターの役員が、この款の規定に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第二十条第一項の認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第十九条第一号に掲げる業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、農林水産大臣は、センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務)

第二十六条 センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第十九条第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(改善命令)

第二十七条 農林水産大臣は、第十九条各号に掲げる業務の運営に関

し改善が必要であると認めるときは、センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第二十八条 農林水産大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 第十九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この款の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四 第二十條第一項の認可を受けた業務規程によらないで第十九条第一号に掲げる業務を行ったとき。

2| 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第三節 政府の買入れ及び売渡し

（米穀の政府買入れ及び政府売渡し）

第二十九条 政府は、米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、農林水産省令で定める手続に従い、基本指針に即して、国内産米穀の買入れを行い、及び第四十七条第二項に規定する届出事業者その他農林水産省令で定める者（以下「買受資格者」という。）に対し当該米穀の売渡しを行うものとする。

第四節 政府の買入れ及び売渡し

（米穀の政府買入れ及び政府売渡し）

第二十九条 政府は、米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、農林水産省令で定める手続に従い、基本指針に即して、国内産米穀の買入れを行い、及び届出事業者、第四十七条第一項の規定による届出をした者その他農林水産省令で定める者（以下「買受資格者」という。）に対し当該米穀の売渡しを行うものとする。

第三十条～第三十三条（略）

第五節 民間備蓄

（基準保有量の届出）

第三十三条の二 米穀の出荷又は販売の事業を行う者であつて、民間備蓄（民間事業者において、米穀の供給が不足する事態において迅速にその米穀の譲渡しを行うために次条の規定による米穀の常時保有をすることをいう。）を行う能力があるものとしてその事業の用に供する米穀の数量が政令で定める規模以上であるもの（以下「民間備蓄事業者」という。）は、毎年、農林水産省令で定めるところにより、その年の基準保有量（民間備蓄事業者が常時保有すべきものとして、当該民間備蓄事業者のその年の前年の米穀の出荷数量又は販売数量を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される米穀の数量をいう。以下同じ。）その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による基準保有量の算定に係る農林水産省令は、算定されるべき基準保有量がそれぞれの民間備蓄事業者のその年の前年の米穀の出荷数量又は販売数量の百分の十を超えず、かつ、全ての民間備蓄事業者の基準保有量を合計した数量が第四条第二項第三号の米穀の備蓄の目標数量のおおむね百分の二十五を超えない範囲内にあるように定められるものとする。

（米穀の常時保有）

第三十条～第三十三条（略）

（新設）

第三十三条の三 民間備蓄事業者は、基準保有量（次条第一項、第三十三条の五第一項又は第三十三条の七第一項の規定による変更があったときは、当該期間内においてはその変更後のものとする。以下同じ。）の米穀を常時保有しなければならない。

（災害等に係る基準保有量の減少）

第三十三条の四 農林水産大臣は、災害その他やむを得ない事由により基準保有量に相当する数量の米穀を常時保有することが困難となつた民間備蓄事業者から申出があつた場合において、その基準保有量を減少する必要があると認めるときは、期間を定めて、当該基準保有量を減少することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による基準保有量の減少をしたときは、当該民間備蓄事業者に対し、その旨を通知するものとする。

（基準保有量の調整等）

第三十三条の五 民間備蓄事業者は、他の民間備蓄事業者がその基準保有量を増加する場合に限り、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の承認を受けて、期間を定めて、自己の基準保有量についてその増加された数量に相当する数量を減少することができる。

2 農林水産省令で定める取引関係にある二以上の民間備蓄事業者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に申し出て、その旨の確認を受けることができる。

（米穀の常時保有に係る勧告及び命令）

第三十三条の六 農林水産大臣は、民間備蓄事業者が、第三十三条の三の規定による基準保有量の米穀の常時保有をしていない場合において、当該常時保有をしていないことについて正当な理由がないと認めるときは、その民間備蓄事業者に対し、期限を定めて、同条の規定に従って米穀の常時保有をすべきことを勧告することができる。ただし、その民間備蓄事業者が前条第二項の規定による確認を受けている場合において、当該確認を受けている民間備蓄事業者及びその民間備蓄事業者とともにその確認を受けている他の民間備蓄事業者が第三十三条の三の規定による常時保有をしている米穀の数量を合計した数量がこれらの者の基準保有量を合計した数量以上であるときは、この限りでない。

2| 農林水産大臣は、前項本文に規定する場合において、第三十三条の三の規定による基準保有量の米穀の常時保有をしていない期間が政令で定める基準に該当すると認めるときは、当該民間備蓄事業者に対し、期限を定めて、同条の規定に従って米穀の常時保有をすべきことを命ずることができる。

3| 第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

(米穀の供給の不足に係る基準保有量の減少等)

第三十三条の七 農林水産大臣は、第十一条第一項及び第二項の規定による報告の内容その他の必要な情報に基づき、米穀の供給が不足すると認める場合であつて、政府による第二十九条の規定による米穀の売渡しよりも、民間備蓄事業者が第三十三条の三の規定による常時保有をする米穀の譲渡しを迅速にすることができると認めるときは、期間を定めて、基準保有量を減少することができる。

2| 農林水産大臣は、前項の規定による基準保有量の減少をしたときは、その旨を公表するものとする。

3| 農林水産大臣は、第一項の規定による基準保有量の減少をし、又は減少をしようとするときは、現に米穀の供給が不足する地域又は業種における米穀の供給の状況を示して、民間備蓄事業者に対し、同項の規定による減少をし、又は減少をしようとする基準保有量（以下「減少量」という。）を限度として米穀の譲渡しをすべき旨の要請をすることができる。この場合において、農林水産大臣は、米穀の円滑な流通を確保するため特に必要があると認めるときは、当該要請と同時に、又は当該要請後遅滞なく、譲渡しをすべき期間及び数量（減少量を限度とする。）又は譲渡先となる地域若しくは業種その他の必要な事項を提示することができる。

4| 農林水産大臣は、前項の規定により要請（同項後段の規定による必要な事項の提示をしたものに限る。）をしてもなお米穀の供給が不足し、現に米穀の円滑な供給に支障が生じている状況にあると認めるときは、当該要請をした民間備蓄事業者に対し、譲渡しをすべき期間及び数量（減少量を限度とする。）又は譲渡先となる地域若しくは業種その他の必要な事項を定めて、米穀の譲渡しをすべきことを勧告することができる。

5| 農林水産大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

6| 農林水産大臣は、第四項の規定による勧告を受けた者が、前項の規定による公表後、なお正当な理由がなくて当該勧告に従わない場合であつて第二十九条の規定による政府の売渡しのみでは第四項に規定する状況を改善できないと認めるときは、その者に対し、期限

を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

7| 農林水産大臣は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公表することができる。

(適用除外期間)

第三十三条の八 第三十七条第一項の規定による告示のあったときは、当該告示が行われた日から同条第三項の規定による告示が行われる日までの間においては、第三十三条の二から前条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。次項において同じ。）は、適用しない。

2| 前項に規定する期間の経過後における第三十三条の二から前条までの規定の適用に関する経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）に関する事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

第六節 政府以外の者の行う輸入及び輸出

第三十四条～第三十六条 (略)

第七節 緊急時の措置

第三十七条 (略)

第四節 政府以外の者の行う輸入及び輸出

第三十四条～第三十六条 (略)

第五節 緊急時の措置

第三十七条 (略)

(米穀等取扱事業を行う者に対する命令)

第三十八条 主務大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため、基本指針に即して、米穀等取扱事業を行う者に対し、その保有する米穀の譲渡、移動又は保管に関し、地域又は時期の指定、数量又は価格の制限に服すべきことを命ずることができる。

第三十九条・第四十条 (略)

(麦の需給見通し)

第四十一条 農林水産大臣は、麦の需給の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化を図るため、政令で定めるところにより、毎年、麦の需給に関する見通し(以下「需給見通し」という。)を定めるものとする。

2・3 (略)

(米穀の出荷又は販売の事業の届出)

第四十七条 米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者(その事業の規模が農林水産省令で定める規模未満である者及び第九条第一項の規定による届出をしなければならない者を除く。)は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一 四 (略)

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければ

(米穀の出荷又は販売の事業を行う者に対する命令)

第三十八条 農林水産大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため、基本指針に即して、米穀の出荷又は販売の事業を行う者に対し、その保有する米穀の譲渡、移動又は保管に関し、地域又は時期の指定、数量又は価格の制限に服すべきことを命ずることができる。

第三十九条・第四十条 (略)

(麦の需給見通し)

第四十一条 農林水産大臣は、麦の需給及び価格の安定を図るため、政令で定めるところにより、毎年、麦の需給に関する見通し(以下「需給見通し」という。)を定めるものとする。

2・3 (略)

(米穀の出荷又は販売の事業の届出)

第四十七条 米穀の出荷又は販売の事業(その事業の規模が農林水産省令で定める規模未満であるものを除く。第五十九条において同じ。)を行おうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一 四 (略)

2 前項の規定による届出をした者(以下「届出事業者」という。)は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その

ばならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(帳簿の備付け)

第四十八条 前条第一項の規定による届出をした者は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(財政上の措置等)

第四十八条の二 政府は、民間備蓄事業者に対し、第三十三条の三の規定による米穀の常時保有が円滑に行われるようにするために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(調査)

第五十一条 農林水産大臣は、主要食糧の需給の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化を図るため、農林水産省令で定めるところにより、主要食糧の生産、流通及び消費の状況に関する調査を行うことができる。

(報告及び立入検査)

第五十二条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工若しくは製造若しくは米穀を原材料とする飲食物品の加工、製造若しくは調製（加工又は製

旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 届出事業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(帳簿の備付け)

第四十八条 届出事業者は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(新設)

(調査)

第五十一条 農林水産大臣は、主要食糧の需給及び価格の安定を図るため、農林水産省令で定めるところにより、主要食糧の生産、流通及び消費の状況に関する調査を行うことができる。

(報告及び立入検査)

第五十二条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構若しくはセンターその他業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工若しくは製造を行う者に対し、その業務若しくは資産の状

造にあつては、主要食糧の加工又は製造を除く。）を行う者に対し、その業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、営業所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2| 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構に對し、その業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3| 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4| 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第五十二条の二 この法律における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、米穀を原材料とする酒類の製造の事業に係る事項については、財務大臣及び農林水産大臣とする。

2| この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任等)

第五十三条 この法律に規定する財務大臣の権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、国税庁長官に委任することができる。

2| (略)

況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、営業所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(新設)

2| 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3| 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(新設)

(都道府県が処理する事務等)
第五十三条 (新設)

(略)

3| この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第一項の規定により、国税庁長官に委任された権限は、主務省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項、第三十三条の六第二項、第三十三条の七第六項又は第三十八条の規定による命令に違反したとき。

二 第五十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(削る。)

第五十七条 第五十二条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第十一条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、百万円以下の罰金に処する。

2| この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長又は北海道農政事務所に委任することができる。

第五十六条 第七条の三第二項又は第三十八条の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(新設)

(新設)

第五十七条 第二十六条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第五十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(新設)

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀等取扱事業を行ったとき。

二 第九条第二項若しくは第三項又は第四十七条第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第三十三条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行ったとき。

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第五十六条第一号（第三十八条に係る部分を除く。） 一億円以下の罰金刑

二 第五十五条、第五十六条第一号（第三十八条に係る部分に限る。）若しくは第二号又は前三条 各本条の罰金刑

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十条又は第四十八条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿

第五十九条 第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行った者は、五十万円以下の罰金に処する。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第五十六条（第七条の三第二項に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑

二 第五十五条、第五十六条（第七条の三第二項に係る部分を除く。）又は前三条 各本条の罰金刑

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第三十五条、第三十六条又は第四十七条第二項若しくは第三項

に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者 二 第三十五条又は第三十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二 第四十八条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
---	--

○ 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の特例） 第九条 生産者又は製造事業者がその生産製造連携事業計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該生産製造連携事業計画に記載された事業のうち、米穀等取扱事業（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第八条に規定する米穀等取扱事業をいう。次項において同じ。）についての同法第九条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについてはこれらの規定による届出をしたものと、米穀の出荷又は販売の事業についての同法第四十七条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについてはこれらの規定による届出をしたものと、それぞれみなす。	（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の特例） 第九条 生産者がその生産製造連携事業計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該生産製造連携事業計画に記載された事業のうち、米穀の出荷又は販売の事業についての主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十七条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものとみなす。
2 認定事業者がその認定生産製造連携事業計画の変更について第五条第一項の認定を受け、又は同条第二項の届出をしたときは、当該認定生産製造連携事業計画に記載された事業のうち、米穀等取扱事業についての主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第九条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについてはこれらの規定による届出をしたものと、米穀の出荷又は販売の事業についての同法第四十七条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものとみなす。	2 認定事業者がその認定生産製造連携事業計画の変更について第五条第一項の認定を受け、又は同条第二項の届出をしたときは、当該認定生産製造連携事業計画に記載された事業のうち、米穀の出荷又は販売の事業についての主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四十七条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものとみなす。

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（歳入及び歳出） 第百二十七条 （略） 2 食糧管理勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ・ロ （略） （削る。） ハ～ヘ （略） ニ 歳出 イ～ハ （略） （削る。） ニ～リ （略） 3～6 （略）	（歳入及び歳出） 第百二十七条 （略） 2 食糧管理勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ・ロ （略） ハ <u>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第十七条第二項の規定による償還金</u> ニ～ト （略） ニ 歳出 イ～ハ （略） ニ <u>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第十七条第一項の規定による米穀安定供給確保支援機構に対する貸付金</u> ホ～ヌ （略） 3～6 （略）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

参照条文 目次

○ <u>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律</u> e-Gov 法令検索	
(抄)	1
○ <u>米穀の新用途への利用の促進に関する法律</u> e-Gov 法令検索	
(抄)	12
○ <u>特別会計に関する法律</u> e-Gov 法令検索 (抄)	13
○ <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> e-Gov 法令検索 (抄)	17

平成六年法律第百十三号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

第一節 基本指針（第四条）

第二節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置

第一款 生産調整方針（第五条—第七条）

第一款の二 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項（第七条の二・第七条の三）

第二款 米穀安定供給確保支援機構（第八条—第十七条）

第三款 米穀価格形成センター（第十八条—第二十八条）

第三節 政府の買入れ及び売渡し（第二十九条—第三十三条）

第四節 政府以外の者の行う輸入及び輸出（第三十四条—第三十六条）

第五節 緊急時の措置（第三十七条—第四十条）

第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置（第四十一条—第四十六条）

第四章 雑則（第四十七条—第五十四条）

第五章 罰則（第五十五条—第六十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、主要な食糧である米穀及び麦が主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、米穀の生産者から消費者までの適正かつ円滑な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資することを目的とする。

（主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針）

第二条 政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、米穀の適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。

2 政府は、前項に規定する生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっては、生産者の自主的な努力を支援することを旨とするとともに、水田における稲以外の作物の生産の振興に関する施策その他関連施策との有機的な連携を図りつつ、地域の特性に応じ、これを行うよう努めなければならない。

3 政府は、麦の需給及び価格の安定を図るため、麦の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、麦の供給が不足する事態に備えた備蓄の円滑な運営を図るとともに、麦の適切な輸入及び売渡しを行うものとする。

（定義）

第三条 この法律において「主要食糧」とは、米穀、麦（小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。）その他政令で定める食糧（これらを加工し、又は調製したものであって政令で定めるものを含む。）をいう。

2 この法律において「米穀の備蓄」とは、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう。

3 この法律において「麦の備蓄」とは、麦の輸入の途絶等によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の麦を在庫として保有することをいう。

第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

第一節 基本指針

第四条 農林水産大臣は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、政令で定めるところにより、毎年、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針
- 二 米穀の需給の見通しに関する事項
- 三 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項
- 四 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項
- 五 その他米穀の需給及び価格の安定に関する重要事項

3 農林水産大臣は、前項第二号に掲げる事項を定めるため必要があるときは、都道府県知事に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

- 5 農林水産大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 農林水産大臣は、米穀の需給事情その他の経済事情に変動が生じた場合において、特に必要があると認めるときは、基本指針を変更することができる。
- 7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による基本指針の変更について準用する。

第二節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置

第一款 生産調整方針

（生産調整方針の認定）

第五条 米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体その他政令で定める者（以下「生産出荷団体等」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、米穀の生産調整に関する方針（以下「生産調整方針」という。）を作成し、当該生産調整方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けることができる。

- 2 生産調整方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標（以下「生産数量目標」という。）の設定方針
 - 二 生産数量目標を達成するためとすべき措置（天候その他の自然的条件の変化により生産数量目標を上回って生産された数量の米穀に係る措置を含む。）
- 3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。
 - 一 生産調整方針の内容が基本指針に照らして適切なものであること。
 - 二 前項第二号に掲げる事項が生産数量目標を確実に達成するために適切なものであること。
 - 三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
- 4 前三項に規定するもののほか、生産調整方針の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

（生産調整方針に関する助言及び指導）

第六条 国は、生産出荷団体等に対し、生産調整方針の作成及びその適切な運用のために必要な助言及び指導を行うように努めるものとする。

第七条 生産出荷団体等は、生産調整方針の作成及びその適切な運用のため、地方公共団体に対し、必要な協力を求めることができる。

- 2 地方公共団体は、前項の規定により協力を求められた場合において、生産調整方針の作成及びその適切な運用がその地方公共団体の区域の特性に応じた農業の振興に資すると認めるときは、必要な助言及び指導を行うように努めるものとする。

第一款の二 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項

（遵守事項）

第七条の二 農林水産大臣は、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、農林水産省令で、米穀の用途別の管理の方法その他の米穀の出荷又は販売の事業を行う者がその業務の方法に関し遵守すべき事項を定めることができる。

（勧告及び命令）

第七条の三 農林水産大臣は、米穀の出荷又は販売の事業を行う者が前条の農林水産省令で定める事項を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その業務の方法を改善すべきことを勧告することができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第二款 米穀安定供給確保支援機構

（指定）

第八条 農林水産大臣は、米穀の安定供給の確保を支援することを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、米穀安定供給確保支援機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、機構の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。
- 3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 4 農林水産大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（業務）

第九条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第五条第一項の認定に係る生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に対し、当該認定に係る生産調整方針に基づき同条第二項第二号に規定する米穀を在庫として保有する措置の実施のために必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付けを行うこと。
- 二 米穀の安定供給の確保に資する売買取引に係る米穀の買受けに係る債務（当該債務の履行に必要な資金の借入れに係る債務を含む。）を保証すること。
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

第十条 機構は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（貸付けの決定を除く。）及び同条第二号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（業務規程の認可）

第十一条 機構は、第九条第一号及び第二号に掲げる業務（以下「貸付等業務」という。）を行うときは、貸付等業務の開始前に、貸付等業務の実施に関する規程（以下この款において「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が貸付等業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 3 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、農林水産省令で定める。

（事業計画等）

第十二条 機構は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 機構は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（区分経理）

第十三条 機構は、第九条第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理、同条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

（農林水産省令への委任）

第十四条 前二条に定めるもののほか、機構が貸付等業務を行う場合における機構の財務及び会計に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（改善命令）

第十五条 農林水産大臣は、第九条各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、機構に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第十六条 農林水産大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

- 一 第九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 指定に関し不正の行為があったとき。
- 三 この款の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四 第十一条第一項の認可を受けた業務規程によらないで貸付等業務を行ったとき。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（資金の貸付け）

第十七条 政府は、機構に対し、第九条第一号に掲げる業務に要する資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

- 2 前項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

第三款 米穀価格形成センター

（指定）

第十八条 農林水産大臣は、米穀の取引の指標とすべき適正な価格の形成を図り、もってその円滑な取引に資することを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、米穀価格形成センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。
- 3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 4 農林水産大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（業務）

第十九条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 米穀の取引の指標とすべき価格の形成に必要なその売買取引を行うための施設（以下「価格形成施設」という。）を開設すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務規程の認可）

第二十条 センターは、前条第一号に掲げる業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下この款において「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が前条第一号に掲げる業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 3 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、農林水産省令で定める。

（売買取引を行うことができる者）

第二十一条 価格形成施設における米穀の売買取引（以下「売買取引」という。）を行うことができる者は、米穀の買入れ又は売渡しの業務を適確に遂行するに足る資力信用を有しない者その他の業務規程で定める者以外の者とする。

（売買取引）

第二十二条 売買取引は、入札の方法その他業務規程で定める方法によらなければならない。

2 センターは、売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されると認めるときは、業務規程で定めるところにより、売買取引を行う者に対し、売買取引の制限をすることができる。

3 センターは、前項の規定により売買取引の制限をしたときは、速やかに、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

（売買取引数量等の公表）

第二十三条 センターは、売買取引が行われたときは、売買取引の数量及び価格その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

（事業計画等）

第二十四条 センターは、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

（役員の選任及び解任）

第二十五条 センターの役員の選任及び解任は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 センターの役員が、この款の規定（当該規定に基づく命令及び処分を含む。）若しくは第二十条第一項の認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第十九条第一号に掲げる業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、農林水産大臣は、センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（秘密保持義務）

第二十六条 センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第十九条第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（改善命令）

第二十七条 農林水産大臣は、第十九条各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第二十八条 農林水産大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 第十九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があったとき。

三 この款の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四 第二十条第一項の認可を受けた業務規程によらないで第十九条第一号に掲げる業務を行ったとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第三節 政府の買入れ及び売渡し

（米穀の政府買入れ及び政府売渡し）

第二十九条 政府は、米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、農林水産省令で定める手続に従い、基本指針に即して、国内産米穀の買入れを行い、及び第四十七条第二項に規定する届出事業者その他農林水産省令で定める者（以下「買受資格者」という。）に対し当該米穀の売渡しを行うものとする。

第四節 政府以外の者の行う輸入及び輸出

（米穀の輸入数量の届出）

第三十五条 前条第一項第三号に規定する米穀等のうち政令で定める米穀の輸入を行おうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該輸入に係る数量を農林水産大臣に届け出なければならない。

（米穀の輸出数量の届出）

第三十六条 米穀の輸出を行おうとする者は、次に掲げる場合を除き、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該輸出に係る数量を農林水産大臣に届け出なければならない。

一 第三十二条第二項において準用する第三十条第二項の規定による政府の委託を受けて輸出する場合

二 国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める米穀を輸出する場合

第五節 緊急時の措置

（緊急時における対応）

第三十七条 政府は、米穀の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、米穀の適正かつ円滑な供給が相当の期間極めて困難となることにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その事態に対処するため次条から第四十条までに規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定による告示のあったときは、政令で定めるところにより、基本指針を変更し、地域別及び期間別の米穀の供給目標数量を追加して定めなければならない。第四条第一項の規定により基本指針を定める場合においても、同様とする。
- 3 政府は、第一項に規定する事態が消滅したと認めるときは、直ちに、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。

（米穀の出荷又は販売の事業を行う者に対する命令）

第三十八条 農林水産大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため、基本指針に即して、米穀の出荷又は販売の事業を行う者に対し、その保有する米穀の譲渡、移動又は保管に関し、地域又は時期の指定、数量又は価格の制限に服すべきことを命ずることができる。

第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置

（麦の需給見通し）

第四十一条 農林水産大臣は、麦の需給及び価格の安定を図るため、政令で定めるところにより、毎年、麦の需給に関する見通し（以下「需給見通し」という。）を定めるものとする。

- 2 需給見通しにおいては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 麦の種類別需要数量に関する事項
 - 二 前号の種類別需要数量に対応する麦の生産数量及び輸入数量に関する事項
 - 三 麦の備蓄の種類別目標数量その他麦の備蓄の運営に関する事項
 - 四 その他麦の需給の安定に関する重要事項
- 3 第四条第三項から第七項までの規定は、需給見通しについて準用する。この場合において、同条第三項中「前項第二号」とあるのは「第四十一条第二項第一号及び第二号」と、同条第六項中「米穀」とあるのは「麦」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

（米穀の出荷又は販売の事業の届出）

第四十七条 米穀の出荷又は販売の事業（その事業の規模が農林水産省令で定める規模未満であるものを除く。第五十九条において同じ。）を行おうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
- 二 法人である場合においては、その代表者の氏名
- 三 主たる事務所の所在地
- 四 その他農林水産省令で定める事項

- 2 前項の規定による届出をした者（以下「届出事業者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 3 届出事業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（帳簿の備付け）

第四十八条 届出事業者は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（調査）

第五十一条 農林水産大臣は、主要食糧の需給及び価格の安定を図るため、農林水産省令で定めるところにより、主要食糧の生産、流通及び消費の状況に関する調査を行うことができる。

（報告及び立入検査）

第五十二条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構若しくはセンターその他業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工若しくは製造を行う者に対し、その業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、営業所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（都道府県が処理する事務等）

第五十三条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

- 2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長又は北海道農政事務所に委任することができる。

第五章 罰則

第五十五条 第三十九条第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第五十六条 第七条の三第二項又は第三十八条の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第二十六条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第五十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行った者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第五十六条（第七条の三第二項に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑
- 二 第五十五条、第五十六条（第七条の三第二項に係る部分を除く。）又は前三条 各本条の罰金刑

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十五条、第三十六条又は第四十七条第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第四十八条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

令和7年10月1日 施行 現在施行

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）

Law RevisionID:421AC0000000025_20251001_507AC0000000069

平成二十一年法律第二十五号

米穀の新用途への利用の促進に関する法律

（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の特例）

第九条 生産者がその生産製造連携事業計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該生産製造連携事業計画に記載された事業のうち、米穀の出荷又は販売の事業についての主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十七条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものとみなす。

2 認定事業者がその認定生産製造連携事業計画の変更について第五条第一項の認定を受け、又は同条第二項の届出をしたときは、当該認定生産製造連携事業計画に記載された事業のうち、米穀の出荷又は販売の事業についての主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四十七条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものとみなす。

令和8年4月1日 施行

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）

Law RevisionID:419AC0000000023_20260401_507AC0000000052

平成十九年法律第二十三号

特別会計に関する法律

第二章 各特別会計の目的、管理及び経理

第十節 食料安定供給特別会計

（歳入及び歳出）

第二百二十七条 農業経営安定勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

- 一 歳入
 - イ 食糧管理勘定からの繰入金
 - ロ 一般会計からの繰入金
 - ハ 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）第十一条の規定による納付金
 - ニ 附属雑収入
 - 二 歳出
 - イ 第二百二十四条第二項に規定する交付金
 - ロ 業務勘定への繰入金
 - ハ 附属諸費
- 2 食糧管理勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
- 一 歳入
 - イ 主要食糧及び輸入飼料の売渡代金
 - ロ 米穀等及び麦等の輸入に係る納付金
 - ハ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第十七条第二項の規定による償還金
 - ニ 一般会計からの繰入金
 - ホ 証券の発行収入金
 - ヘ 一時借入金の借換えによる収入金
 - ト 附属雑収入
 - 二 歳出
 - イ 主要食糧及び輸入飼料の買入代金

- ロ 主要食糧及び輸入飼料の買入れ、売渡し、交換、貸付け、交付、加工、製造、貯蔵及び運搬に関する諸費

ハ 倉庫の運営に関する諸費

- 二 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第十七条第一項の規定による米穀安定供給確保支援機構に対する貸付金

ホ 農業経営安定勘定への繰入金

ヘ 業務勘定への繰入金

ト 証券の償還金及び利子

チ 一時借入金及び融通証券の利子

リ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

ヌ 附属諸費

- 3 農業再保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

- イ 農業再保険事業等の再保険料等（農業保険法第九十三条及び第二百六条の再保険料並びに同法第二百二条の保険料をいう。以下この節において同じ。）

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 積立金からの受入金

ニ 積立金から生ずる収入

ホ 借入金

ヘ 附属雑収入

二 歳出

- イ 農業再保険事業等の再保険金等（農業保険法第九十三条及び第二百六条の再保険金並びに同法第二百二条の保険金をいう。以下この節において同じ。）

- ロ 農業保険法第十一条（同法第十七条において準用する場合を含む。）の規定による交付金

ハ 農業再保険事業等の再保険料等の還付金

ニ 借入金の償還金及び利子

ホ 一時借入金の利子

ヘ 業務勘定への繰入金

ト 附属諸費

- 4 漁船再保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

- イ 漁船再保険事業の再保険料

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 積立金からの受入金

ニ 積立金から生ずる収入

- ホ 借入金
- ヘ 附属雑収入

二 歳出

- イ 漁船再保険事業の再保険金
- ロ 漁船損害等補償法第百四十条の規定による交付金
- ハ 漁船再保険事業の再保険料の還付金
- ニ 借入金の償還金及び利子
- ホ 一時借入金の利子
- ヘ 業務勘定への繰入金
- ト 附属諸費

5 漁業共済保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

- イ 漁業共済保険事業の保険料
- ロ 一般会計からの繰入金
- ハ 積立金からの受入金
- ニ 積立金から生ずる収入
- ホ 借入金
- ヘ 附属雑収入

二 歳出

- イ 漁業共済保険事業の保険金
- ロ 漁業災害補償法第百九十六条第二項の規定による交付金
- ハ 漁業共済保険事業の保険料の還付金
- ニ 借入金の償還金及び利子
- ホ 一時借入金の利子
- ヘ 業務勘定への繰入金
- ト 附属諸費

6 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

- イ 農業経営安定勘定からの繰入金
- ロ 食糧管理勘定からの繰入金
- ハ 農業再保険勘定からの繰入金
- ニ 漁船再保険勘定からの繰入金
- ホ 漁業共済保険勘定からの繰入金
- ヘ 附属雑収入

二 歳出

- イ 農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、農業再保険事業等、漁船再保険事業及び漁業共済保険事業の事務取扱費

ロ 附属諸費

昭和三十五年法律第百四十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 日本薬局方に収められている物
 - 二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具等（機械器具、歯科材料、医療用品、衛生用品並びにプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）及びこれを記録した記録媒体をいう。以下同じ。）でないもの（医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）
 - 三 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの（医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品を除く。）
- 2 この法律で「医薬部外品」とは、次に掲げる物であつて人体に対する作用が緩和なものをいう。
- 一 次のイからハまでに掲げる目的のために使用される物（これらの使用目的のほかに、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。）であつて機械器具等でないもの
 - イ 吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止
 - ロ あせも、ただれ等の防止
 - ハ 脱毛の防止、育毛又は除毛
 - 二 人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の目的のために使用される物（この使用目的のほかに、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。）であつて機械器具等でないもの
 - 三 前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物（前二号に掲げる物を除く。）のうち、厚生労働大臣が指定するもの

- 3 この法律で「化粧品」とは、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌^{ぼう}を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。ただし、これらの使用目的のほかに、第一項第二号又は第三号に規定する用途に使用されることも併せて目的とされている物及び医薬部外品を除く。
- 4 この法律で「医療機器」とは、人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されることが、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等（再生医療等製品を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。
- 5 この法律で「高度管理医療機器」とは、医療機器であつて、副作用又は機能の障害が生じた場合（適正な使用目的に従い適正に使用された場合に限る。次項及び第七項において同じ。）において人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要なものとして、厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
- 6 この法律で「管理医療機器」とは、高度管理医療機器以外の医療機器であつて、副作用又は機能の障害が生じた場合において人の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要なものとして、厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
- 7 この法律で「一般医療機器」とは、高度管理医療機器及び管理医療機器以外の医療機器であつて、副作用又は機能の障害が生じた場合においても、人の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないものとして、厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
- 8 この法律で「特定保守管理医療機器」とは、医療機器のうち、保守点検、修理その他の管理に専門的な知識及び技能を必要とすることからその適正な管理が行われなければ疾病の診断、治療又は予防に重大な影響を与えるおそれがあるものとして、厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
- 9 この法律で「再生医療等製品」とは、次に掲げる物（医薬部外品及び化粧品を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。
 - 一 次に掲げる医療又は獣医療に使用されることが目的とされている物のうち、人又は動物の細胞に培養その他の加工を施したもの
 - イ 人又は動物の身体の構造又は機能の再建、修復又は形成
 - ロ 人又は動物の疾病の治療又は予防
 - 二 人又は動物の疾病の治療に使用されることが目的とされている物のうち、人又は動物の細胞に導入され、これらの体内で発現する遺伝子を含有させたもの
- 10 この法律で「生物由来製品」とは、人その他の生物（植物を除く。）に由来するものを原料又は材料として製造をされる医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器のうち、保

健衛生上特別の注意を要するものとして、厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

11 この法律で「特定生物由来製品」とは、生物由来製品のうち、販売し、貸与し、又は授与した後において当該生物由来製品による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置を講ずることが必要なものであつて、厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

12 この法律で「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務並びに薬剤及び医薬品の適正な使用に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の業務を行う場所（その開設者が併せ行う医薬品の販売業に必要な場所を含む。）をいう。ただし、病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設の調剤所を除く。

13 この法律で「製造販売」とは、その製造（他に委託して製造をする場合を含み、他から委託を受けて製造をする場合を除く。以下「製造等」という。）をし、又は輸入をした医薬品（原薬たる医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を、それぞれ販売し、貸与し、若しくは授与し、又は医療機器プログラム（医療機器のうちプログラムであるものをいう。以下同じ。）を電気通信回線を通じて提供することをいう。

14 この法律で「体外診断用医薬品」とは、専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることがないものをいう。

15 この法律で「指定薬物」とは、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。以下「精神毒性」という。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に規定する覚醒剤、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に規定する麻薬及び向精神薬並びにあへん法（昭和二十九年法律第七十一号）に規定するあへん及びけしがらを除く。）として、厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

16 この法律で「希少疾病用医薬品」とは、第七十七条の二第一項の規定による指定を受けた医薬品を、「希少疾病用医療機器」とは、同項の規定による指定を受けた医療機器を、「希少疾病用再生医療等製品」とは、同項の規定による指定を受けた再生医療等製品を、「先駆的医薬品」とは、同条第二項の規定による指定を受けた医薬品を、「先駆的医療機器」とは、同項の規定による指定を受けた医療機器を、「先駆的再生医療等製品」とは、同項の規定による指定を受けた再生医療等製品を、「特定用途医薬品」とは、同条第三項の規定による指定を受けた医薬品を、「特定用途医療機器」とは、同項の規定による指定を受けた医療機器を、「特定用途再生医療等製品」とは、同項の規定による指定を受けた再生医療等製品をいう。

17 この法律で「特定医薬品」とは、医薬品のうち、次に掲げる医薬品以外の医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）をいう。

一 第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品

二 第四条第五項第四号に規定する一般用医薬品

三 薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて製造し、当該薬局において直接需要者に販売し、又は授与する医薬品（体外診断用医薬品を除き、厚生労働大臣の指定する有効成分以外の有効成分を含有しない医薬品に限る。）

四 その他製造販売又は販売の状況を把握する必要があるものとして厚生労働省令で定める医薬品

18 この法律で「治験」とは、第十四条第三項（同条第十五項及び第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の五第三項（同条第十五項及び第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二十五第三項（同条第十一項及び第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき資料のうち臨床試験の試験成績に関する資料の収集を目的とする試験の実施をいう。

19 この法律にいう「物」には、プログラムを含むものとする。